

大阪市地域女性団体協議会会則

第1章 名 称

第 1 条 本会は大阪市地域女性団体協議会と称し、主たる活動の場を大阪市立男女共同参画センター中央館内とする。

第2章 目 的

第 2 条 本会は市内地域女性会（以下単位女性会という）相互の連絡とその健全な発展を図り、併せて女性の教養、生活、地位の向上に寄与することを目的とする。

第3章 方 針

第 3 条 本会は次の方針にもとづいて活動する。

- (1) 本会のすべての活動は、非営利的、非宗教的、非政党的に行う。
- (2) 本会は自主独立のものであって、他の団体から支配、統制、干渉を受けない。
- (3) 本会は単位女性会の自主的活動を尊重する。

第4章 事 業

第 4 条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 単位女性会相互の連絡、協力
- (2) 継続的な生活学習
- (3) 生活向上のための市民活動
- (4) 女性大会と各種指導者研修会
- (5) 女性の生活課題に関する調査研究
- (6) 地域づくりへの参加
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

第5章 組織と加入

第 5 条

- (1) 本会は本会の趣旨に賛同する市内の単位女性会で構成する。
- (2) 単位女性会はほぼ1小学校区の範囲で組織することを原則とする。

第 6 条

- (1) 各区単位女性会は、それぞれ区地域女性団体協議会（以下区女性会という）を構成する。
- (2) 各単位女性会は、区女性会を通じて本会に加入する。

第6章 総 会

第7条 総会は本会の最高決議機関である。

第8条 総会は、加入単位女性会ごとに選ばれた各3名の代表者によって構成し、その総数の3分の1以上の出席によって成立し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第9条 定例総会は、毎年度始めに開催し、その年度の事業計画と予算案を審議する。

第10条 会長は必要と認めたとき、または加入単位女性会の1割以上の要求があった場合に、臨時総会を開かなければならない。

第7章 理 事 会

第11条 理事会は、各区女性会から選ばれた各2名の理事(区女性会会長を含む)で構成し、過半数の出席によって成立する。

第12条 理事会は、総会で決定された事項の実施について月々協議し、それを執行する。

第13条 理事会は、毎月1回定例日に開催する。

第14条 理事会は、会長または役員会が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

第8章 区女性会会長会

第15条 区女性会相互の連絡のため、区女性会会長会をおく。

第16条 区女性会会長会は、各区女性会会長によって構成する。

第17条 区女性会会長会は、会長および役員会が必要と認めたときに開催する。

第9章 専門委員会

第18条 本会は必要に応じ専門委員会をおくことができる。各専門委員会の設置とその委員は、理事会で決める。

第19条 専門委員会内の役職は、委員の互選で決める。

第20条 専門委員会は、理事会の決定にもとづいて、特定の活動、事業の調査、研究、企画にあたる。

第21条 特別に必要あるときは、理事会の決議により、特別委員会をおくことができる。

第10章 役 員

第22条 本会の役員は次のとおりとする。

| | |
|-------|----|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 3名 |
| 書 記 | 2名 |
| 会 計 | 2名 |

第23条 役員の任期は2年とし、再任をさまたげないが、同一役職の任期は通算3期までとする。

なお、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第24条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 選挙は、理事（区会長を除く）のなかから選ばれた選挙管理委員により行う。
- (2) 役員は理事全員の選挙によって区女性会長から選出する。
- (3) 選挙は役職ごとに行う。
- (4) 役員の改選は、改選年の4月の理事会で行うこととし、改選方法は別に定める。

第25条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、一切の会務を統轄する。
- (2) 副会長は会長を助け、会務を分担し、会長が事故あるときはその代理つとめる。
- (3) 書記は総会、理事会及び各種会合の正確な記録をつくり、これを保管する。また各種会合の通信を行う。
- (4) ① 会計は総会で決定した予算にもとづいて、一切の会計事務を行う。
② 会計は会計監査から監査を受けた決算書を総会に提出する。

第26条 役員会は、毎月1回定例会を開催し、必要により臨時に開催する。

第11章 各 部

第27条 本会の会務の円滑な調整をはかるため、次の各部をおく。

- (1) 庶 務 部
- (2) 企 画 部
- (3) 広 報 部

第28条 各部長は副会長が分担し、部員は役員をあてる。

第29条 各部の会務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 庶 務 部
会の庶務、役員人事、及び他の部に属さないこと
- (2) 企 画 部
会の活動、事業の調整
- (3) 広 報 部
会の広報と機関紙の発行

第12章 経 理

第30条 本会の経費は、会費収入及びその他の収入をもってあてる。

第31条 本会の会費は、別に定める額とし、各単位女性会から年度始めに納入する。ただし必要あるときは、臨時に会費を集めることができる。

第32条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第33条 本会に会計監査2名をおき、理事会で区女性会会長のなかから選出する。

第34条 会計監査は、常に会計事務と会の経理を監査しその結果を総会に報告する。

第13章 改正

第35条 本会則は、総会の決議により改正することができる。

第14章 顧問及び相談役

第36条 本会に顧問及び相談役をおくことができる。

附 則

| | |
|------|------------|
| 会則制定 | 昭和23年8月 |
| 改正 | 昭和33年5月23日 |
| 改正 | 昭和37年6月22日 |
| 改正 | 昭和41年4月28日 |
| 改正 | 昭和42年5月26日 |
| 改正 | 昭和46年5月26日 |
| 改正 | 昭和52年4月19日 |
| 改正 | 昭和57年5月28日 |
| 改正 | 昭和58年5月24日 |
| 改正 | 昭和62年5月21日 |
| 改正 | 昭和63年4月1日 |
| 改正 | 平成元年5月23日 |
| 改正 | 平成4年4月1日 |
| 改正 | 平成10年4月1日 |
| 改正 | 平成13年6月1日 |
| 改正 | 平成15年5月23日 |
| 改正 | 平成16年5月26日 |
| 改正 | 平成17年6月1日 |
| 改正 | 平成19年5月22日 |
| 改正 | 平成21年5月20日 |
| 改正 | 平成23年5月19日 |
| 改正 | 平成26年5月13日 |
| 改正 | 平成27年5月29日 |